

第8節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良法施行令の改正

主な内容は以下のとおりである。

ア 平成10年度予算関連

都道府県営土地改良事業として、客土・暗きょ排水をはじめとする土層改良のための事業が新たに創設された。

また、市町村又は土地改良区等により実施される団体営事業について、従来の各事業のうち農業生産基盤の整備を事業目的とするものについて、工種の組合せを機動的に選択できるようにするとともに、国の補助割合を基本的に50%にまで嵩上げし、これらの事業を統合した。なお、これに伴い、従来の団体営事業のうち本事業に統合される一般かんがい排水事業や一般農道整備事業、一般ほ場整備事業、土地改良総合整備事業等についての国の補助割合の規定を土地改良法施行令から削る規定の整備を行った。

イ 土地改良長期計画関連

財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成9年法律第109号）の施行に伴い、現行の土地改良長期計画（平成5年度を始期とする第4次計画）の計画期間を10年から14年に延長した。

ウ 都道府県営土地改良事業の事務費関連

都道府県が行う土地改良事業に要する費用のうち事務費に係る国の補助額を事業費の2.75%から2.5%に引き下げた。

(2) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、同連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成9年度末における土地改良区及び同連合の地区数等は表22のとおりであり、土地改良事業団体連合会の団体数等は、下記のとおりである。

表22 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区 同 連 合			計
前年度地区数	7,573	97		7,670
本年度設立地区数	83	0		83
本年度解散地区数	242	1		243
現在地区数	7,414	96		7,510
のべ面積 (ha)	3,102,782	363,194		3,465,976

土地改良事業団体連合会48団体、都道府県土地改良事業団体連合会9,827会員（うち土地改良区（同連合を含

む）6,334、市町村3,162、農業協同組合等331）

(イ) 検 査

土地改良法第132条に基づき、昭和29年度から土地改良区及び同連合の検査を実施している。各年度における検査重点事項、土地改良区等の業務運営の状況及び財務内容等を勘案した上で検査計画を作成し、この計画に基づき農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分し、毎年度検査を実施している。1土地改良区当たり3年に1回の割合で検査を行うこととしている。

イ 国営関連土地改良整備強化対策

国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織基盤が弱く、業務執行体制が不備なものについて濃密な指導を行い、その業務の円滑な推進を図ることを目的とするものである。

ウ 土地改良推進対策

最近における農村社会の都市化、混住化、農家意識の多様化等を背景として、土地改良事業の工事の実施、土地改良施設の管理、土地改良区の運営等に関する諸問題が累積し、かつ複雑化する傾向がある。

このため、都道府県段階で都道府県土地改良事業団体連合会に土地改良管理指導センターを設置し、①土地改良施設の管理指導、②土地改良事業に関する相談等の業務を実施する。また、これにあわせて当該土地改良管理指導センターの活動に対する積極的な指導調整等を行うことを目的として中央段階に中央土地改良管理指導センターを設置し、①都道府県土地改良管理指導センターの組織運営及び業務活動についての指導及び情報の提供、②都道府県土地改良管理指導センターの専門指導員の資質の向上を図るための研修会の開催、③土地改良施設維持管理適正化事業に係る資金の管理業務等を実施した。

なお、平成9年度は、2億8,962万円を計上し、全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が実施した上記各事業に対し助成を行った。

エ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の進展に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展する一方、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修がきわめて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については、本来土地改良区等、土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきであるが、最近における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われにくい実情にある。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資

金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、市町村生産調整推進計画に資するために当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設の整備改善を行う施設改善対策事業を実施するとともに、一定水準以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する転作の団地化に伴う施設改善対策事業の増嵩分（事業費の2割を限度）に対して助成する団地化対策事業を実施した。

なお、平成9年度の実施状況は、表23のとおりである。

表23 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況
(単位：千円)

	8年度	9年度
年間総事業費	13,173,505	13,654,071
国庫補助額	4,027,552	4,174,385

オ 土地改良区総合強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を早期に育成していくためには、地域の地縁団体として地区内農地の情報に通じ、農業用水を管理している土地改良区が水と土についての調整機能を十分に発揮していく必要がある。しかしながら、近年の農村地域の都市化・混住化の進行等の中で土地改良区の組織・財政基盤が脆弱化してきており、また、末端の水管理や施設の整備補修に集落機能を期待し得ない事態が生じてきている。

このような実情にかんがみ、①土地改良区がおおむね10年を見通した土地改良区組織運営の在り方等の基本となる構想及び地域の実情に応じて統合整備関連構想、集落管理区分調整関連構想、適正管理区域関連構想又は土地利用調整関連構想のいずれかの活性化重点構想を策定する活性化構想策定事業、②都道府県の統合整備基本計画及び活性化構想に基づき土地改良区の合併、合同事務所の設置や土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業、③都市化・混住化により農外利用の影響を受けている農業用排水路等を管理する土地改良区が市町村等協議制度を積極的に活用し、農業用排水路等に係る維持管理費の分

担計画の策定を行う農業用排水路等利用調整活用促進事業、④集落管理組織の脆弱化に対処し、今後とも農業用排水施設の適正な維持管理を図るため、農業用水管理系統再編計画の策定を行う農業用水管理系統再編整備事業を実施した。

なお、平成9年度予算額は、2億5,011万円である。

(3) 農用地の集団化

ア 換地処分等促進対策

換地処分等の促進を図るため、全国土地改良事業団体連合会に中央換地センターを、都道府県土地改良事業団体連合会に道府県換地センターを設置するとともに、都道府県、中央換地センター、道府県換地センター及び全国農業会議所による換地処分又は交換分合に関する講習、指導等の啓発普及、技術者育成対策、異議紛争の処理対策及び農地の連坦化の促進指導活動等を実施した。

なお、平成9年度予算額は、3億7,457万円を計上し、上記各事業に対し助成を行った。

イ 農用地集団化事業

(ア) 交換分合及び換地処分による農用地の集団化
分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るうえできわめて重要であるので、土地改良法に基づき、は場整備事業等に伴いその事業主体が行う換地処分及び農業委員会等が実施主体として行う交換分合を実施している。

平成9年度においては、新たに育成すべき経営体の農用地の利用集積、土地条件の整備を一体的に実施する経営体土地条件整備交換分合に加え、助成を行った。

(イ) 交換分合附帯農道等の実施

農用地の交換条件を整備し、集団化事業の推進を図るとともに大型機械の導入による労働力の節減など集団化効果を一層向上させるため、交換分合事業と一体の計画のもとに実施する農道等の整備に対し、は場均平の整備に対し、助成を行った。

(ウ) 農用地集団化事業の実施状況

平成9年度における事業の実施状況は表24のとおりである。

表24 農用地集団化事業実施状況

種 別	事業量	事業費 (千円)	補助金 (千円)
農用地集団化事業			
農林水産省	51地区 13,615ha 388筆	941,111	381,050
北海道	22地区 11,395ha 酪農1戸 畑作1戸	329,645	131,937
沖縄	150ha	7,563	5,596
計	73地区 25,010ha 388筆 酪農1戸 畑作1戸	1,278,319	518,583
交換分合附帯農道等			
農林水産省	—	15,411	6,963
北海道	—	94,843	47,421
沖縄	—	—	—
計		110,254	54,384

(注) 事業量欄の、①地区数は交換分合推進計画、交換分合調査年度、換地処分併せ交換分合及び集落整備地域換地設計の実施地区数、②面積は換地計画、経営体育成促進換地等調整事業及び交換分合の実施面積、③筆数は農場型交換分合の筆数である。

(4) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、8年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表25のとおりである。

表25 管理委託実績(8年度末)

国営土地改良事業完了地区数	1,459地区
管理委託済施設数	
ダム、頭首工、揚水機場等	1,129施設
水路、道路	13,800 km

(5) 融 資 関 係

ア 農業基盤整備資金(耕地)

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表26のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額は補助残資金1億314万円で前年比18.8%、非補助資金は2,282万円で前年比皆209.4%、合計1億2,596万円で前年比106.5%となった。

表26 9年度貸付決定額

(単位:百万円, %)			
	8年度貸付 決定額 A	9年度貸付 決定額 B	B/A
農業基盤整備資金			
(耕地)	84,253	66,340	78.7
補助	64,370	49,094	76.3
県営	50,609	38,193	75.5
団体営	13,760	10,901	79.2
非補助	19,883	17,246	86.7
一般	18,713	17,246	92.2
利子軽減	1,170	0	0
担い手育成農地集積資金	11,473	14,451	130.0
合計	95,726	80,791	81.8

(注) 農林漁業金融公庫「業務統計」による。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表26のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額が4,167万円で前年比91.6%であった。

(6) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

なお、9年度予算は、170億円である。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額(平準化目標額)を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成9年度新たに16地区の認定を行った。

また、平成9年度末現在で、741地区認定している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成9年度新たに、158地区の認定を行った。

また、平成9年度末現在で1,290地区認定している。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成9年度末現在で、27地区について認定している。

なお、土地改良事業償還円滑化特別対策事業の昭和63年度及び平成元年度の融資に係る利子補給は、従前の事業で行い、9年度予算は、898万円であった。

エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成9年度までの指定地区は、39地区であった。

オ 平成5年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良

区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、平成5年度に認定した58地区に対し、平成9年度分の利子補給を行った。

2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議

建設大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、建設大臣は、取水量が毎秒1m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表27のとおりである。

表27 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年 度	かんがい	発 電	計
5	29	0	29
6	13	0	13
7	20	0	20
8	25	0	25
9	35	5	40

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。

